



島根県報

平成21年7月17日（金）

号外 第 130 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

島根県地域活性化・生活対策臨時基金条例の一部を改正する条例	（財 政 課）	9
島根県手数料条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	10
島根県立高度情報化センター条例を廃止する条例	（情 報 政 策 課）	11
島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例	（環 境 生 活 総 務 課）	12
島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	（自 然 環 境 課）	13
島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例	（健康福祉総務課）	15
島根県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例	（地 域 福 祉 課）	18
島根県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例	（高 齢 者 福 祉 課）	19
島根県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例	（ 〃 ）	20
島根県安心こども基金条例の一部を改正する条例	（青 少 年 家 庭 課）	21
島根県地域自殺対策緊急強化基金条例	（障 害 者 福 祉 課）	22
島根県立中海水中貯木場条例の一部を改正する条例	（林 業 課）	23
島根県立産業高度化支援センター条例の一部を改正する条例	（産 業 振 興 課）	24
島根県立武道施設条例の一部を改正する条例	（保 健 体 育 課）	28
島根県立体育施設条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	29
島根県立ライフル射撃場条例を廃止する条例	（ 〃 ）	30
島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例	（生 涯 学 習 課）	31
島根県立生涯学習推進施設条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	33
島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例	（警 察 本 部）	34

公布された条例等のあらまし

◇島根県地域活性化・生活対策臨時基金条例の一部を改正する条例（条例第34号）

1 条例の概要

- (1) 条例の題名を島根県地域活性化・経済対策調整基金条例に改めることとした。
- (2) 基金の名称を島根県地域活性化・経済対策調整基金（以下「基金」という。）に改めることとした。（第1条関係）
- (3) 基金を財源とする事業を地域の活性化に資する施策又は経済対策に対応した施策を行うために必要な事業に改めることとした。（第1条関係）
- (4) 基金の経理は、積み立てた資金の財源ごとに知事が定めるところにより区分して行うものとする事とした。（第3条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県手数料条例の一部を改正する条例（条例第35号）

1 条例の概要

- (1) 歯科技工士法関係手数料（別表21の項関係）

証明書の名称の改正

改正前	改正後
歯科技工士試験合格証明書	歯科技工士国家試験合格証明書

- (2) 歯科技工法の一部を改正する法律関係手数料（別表22の項関係）

試験の名称の改正

改正前	改正後
歯科技工士試験	歯科技工士国家試験

- (3) その他規定の整理

2 施行期日

平成21年9月1日から施行することとした。ただし、1の(3)については公布の日から施行することとした。

◇島根県立高度情報化センター条例を廃止する条例（条例第36号）

1 条例の概要

情報化の進展に寄与するため県民の利用に供してきた島根県立高度情報化センターについて、情報機器の利用及び情報技術を取り巻く社会情勢の変化、地域での学習活動の充実等により公の施設としての意義がなくなったことから、島根県立高度情報化センター条例を廃止することとした。

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

◇島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（条例第37号）

1 条例の概要

施設使用料の新設（別表関係）

種 別	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
研修室5	1,410円	1,880円	1,760円	3,050円	3,550円	4,340円

2 施行期日

平成22年 4 月 1 日から施行することとした。

◇島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第38号）

1 条例の概要

指定管理者に収受させる観覧料の基準額の改定及び企画展の名称の改正（別表第2 関係）

- (1) 小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒等を除く者が、自然館の天体運行の投影、全天周映画又は展示物を観覧する場合（1 人 1 日につき）

改 正 前			改 正 後		
区分	個人	団体	区分	個人	団体
特別企画展開催期間	600円	480円	特別企画展開催期間	1,000円	800円
特別企画展開催期間以外	400円	320円	企画展開催期間	600円	480円
			上記以外の期間	400円	320円

- (2) 小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒等を除く者が、自然館の天体運行の投影、全天周映画若しくは展示物又は埋没林公園の埋没木等を観覧する場合（1 人 1 日につき）

改 正 前			改 正 後		
区分	個人	団体	区分	個人	団体
特別企画展開催期間	750円	600円	特別企画展開催期間	1,150円	920円
特別企画展開催期間以外	550円	440円	企画展開催期間	750円	600円
			上記以外の期間	550円	440円

2 施行期日

平成22年 4 月 1 日から施行することとした。

◇島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例（条例第39号）

1 条例の概要

- (1) 島根県立総合福祉センターの業務から介護研修センターの業務を削除することとした。（第3 条関係）
- (2) 指定管理者が行う業務から島根県立生涯学習推進センター及び島根県立西部情報化センターの施設及び設備の維持管理に関するものを削除することとした。（第5 条関係）
- (3) 施設使用料の新設（別表関係）

ア 島根県立東部総合福祉センター

種 別	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
301研修室	5,090円	6,850円	5,090円	11,900円	11,900円	17,000円
302研修室	4,670円	6,230円	4,670円	10,900円	10,900円	15,500円
303研修室	720円	1,030円	720円	1,750円	1,750円	2,470円
304研修室	1,960円	2,700円	1,960円	4,660円	4,660円	6,620円
305研修室	1,860円	2,590円	1,860円	4,450円	4,450円	6,310円
306研修室	1,660円	2,280円	1,660円	3,940円	3,940円	5,600円

イ 島根県立西部総合福祉センター

種 別	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
101研修室	5,150円	6,870円	5,150円	12,000円	12,000円	17,100円

102研修室	1,800円	2,400円	1,800円	4,200円	4,200円	6,000円
403研修室	3,810円	5,090円	3,810円	8,900円	8,900円	12,700円

(4) その他規定の整理

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

◇島根県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（条例第40号）

1 条例の概要

(1) 設置

社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備を促進するための事業に要する経費に充てるため、島根県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めることとした。（第2条関係）

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管することとした。（第3条関係）

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。（第4条関係）

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（条例第41号）

1 条例の概要

(1) 設置

介護保険法に基づく施設等の整備及びスプリンクラーの整備を促進するための事業に要する経費に充てるため、島根県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めることとした。（第2条関係）

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管することとした。（第3条関係）

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。（第4条関係）

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（条例第42号）

1 条例の概要

(1) 設置

介護保険法に基づく施設等の開設の準備又は介護職員の処遇の改善を支援する事業に要する経費に充てるため、島根県介護職員処遇改善等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めることとした。（第2条関係）

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管することとした。（第3条関係）

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。（第4条関係）

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県安心こども基金条例の一部を改正する条例（条例第43号）

1 条例の概要

島根県安心こども基金を財源とする事業に妊婦への支援に関する事業を追加することとした。（第1条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県地域自殺対策緊急強化基金条例（条例第44号）

1 条例の概要

(1) 設置

地域における自殺対策の緊急強化を図るための事業に要する経費に充てるため、島根県地域自殺対策緊急強化基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めることとした。（第2条関係）

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管することとした。（第3条関係）

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。（第4条関係）

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県立中海水中貯木場条例の一部を改正する条例（条例第45号）

1 条例の概要

- (1) 貯木場は、松江市美保関町下宇部尾地先水面に設置することを明記することとした。（第2条第1項関係）
- (2) 知事は、貯木場の区域を告示するものとする事とした。（第2条第2項関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県立産業高度化支援センター条例の一部を改正する条例（条例第46号）

1 条例の概要

- (1) 指定管理者が行う業務から島根県立東部情報化センターの施設及び設備の維持管理に関するものを削除することとした。（第16条関係）
- (2) 使用料の新設（別表関係）

ア 編集室等

種 別	使用料の額（1時間につき）
デジタルハイビジョン映像編集室	1,410円
デジタル音声編集室	1,180円
コンピュータグラフィックス制作室（貸切りの場合）	780円
コンピュータグラフィックス制作室（貸切りでない場合 （1区画につき））	190円
ノンリニア編集室	330円
DVD編集室	310円
ミーティング室	330円
ハイビジョン静止画制作室	690円

イ 会議室

種 別	使用料の額（1時間につき）
大会議室	2,020円
中会議室	1,170円
小会議室	740円
特別会議室	980円

ウ 設備

種 別	単 位	使用料の額
映像音響編集用機器	1時間につき	8,980円以内で知事が定める額
その他設備器具	知事が定める単位	知事が定める額

- (3) 会議室の名称の変更（別表関係）

改 正 前	改 正 後
会議室	南館会議室

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

◇島根県立武道施設条例の一部を改正する条例（条例第47号）

1 条例の概要

- (1) 休館日の変更（第12条関係）

	改 正 前	改 正 後
年末年始以外	月曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日	月曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日）
年末年始	12月28日から翌年の1月4日まで	12月29日から翌年の1月3日まで

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

◇島根県立体育施設条例の一部を改正する条例（条例第48号）

1 条例の概要

休業日の変更（第11条関係）

	改 正 前	改 正 後
年末年始以外	月曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日	月曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日）
年末年始	12月28日から翌年の1月4日まで	12月29日から翌年の1月3日まで

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

◇島根県立ライフル射撃場条例を廃止する条例（条例第49号）

1 条例の概要

島根県立ライフル射撃場について使用者が減少し、かつ、少数の者に限られる状況になったことにより、公の施設としての意義がなくなったことから、島根県立ライフル射撃場条例を廃止することとした。

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

◇島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例（条例第50号）

1 条例の概要

(1) 島根県立青少年の家の指定管理者が行う業務に島根県立東部社会教育研修センターの施設及び設備の維持管理に関するものを加えることとした。（第13条関係）

(2) 島根県立青少年の家の会議室の廃止による使用料の削除（別表関係）

(3) その他規定の整理

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

◇島根県立生涯学習推進施設条例の一部を改正する条例（条例第51号）

1 条例の概要

(1) 生涯学習推進施設の名称の変更（第1条関係）

改 正 前	改 正 後
島根県立生涯学習推進センター	島根県立東部社会教育研修センター

島根県立西部生涯学習推進センター

島根県立西部社会教育研修センター

(2) 島根県立東部社会教育研修センターを出雲市に設置することとした。(第1条関係)

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

◇島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例(条例第52号)

1 条例の概要

警務部の所掌事務に被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関することを追加することとした。(第

4条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県地域活性化・生活対策臨時基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 34 号

島根県地域活性化・生活対策臨時基金条例の一部を改正する条例

島根県地域活性化・生活対策臨時基金条例（平成21年島根県条例第 2 号）の一

部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県地域活性化・経済対策調整基金条例

第 1 条中「生活対策（平成20年10月30日に政府により発表された経済対策をいう。）」を「経済対策」に、「島根県地域活性化・生活対策臨時基金」を「島根県地域活性化・経済対策調整基金」に改める。

第 6 条を第 7 条とし、第 3 条から第 5 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（経理）

第 3 条 基金の経理は、積み立てた資金の財源ごとに知事が定めるところにより区分して行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 35 号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表 4 の項第 1 号中「第31条の 2 第 2 項第15号ハ、第62条の 3 第 4 項第15号ハ」を「第31条の 2 第 2 項第14号ハ、第62条の 3 第 4 項第14号ハ」に改め、同項第 2 号中「第31条の 2 第 2 項第16号ニ、第62条の 3 第 4 項第16号ニ」を「第31条の 2 第 2 項第15号ニ、第62条の 3 第 4 項第15号ニ」に改める。

別表19の項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

別表21の項中「歯科技工士試験合格証明書」を「歯科技工士国家試験合格証明書」に改める。

別表22の項中「歯科技工士試験」を「歯科技工士国家試験」に改める。

附 則

この条例は、平成21年 9 月 1 日から施行する。ただし、別表 4 の項及び19の項の改正規定は公布の日から施行する。

島根県立高度情報化センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 21 年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 36 号

島根県立高度情報化センター条例を廃止する条例

島根県立高度情報化センター条例（平成11年島根県条例第 9 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の島根県立高度情報化センター条例（以下「旧条例」という。）第 4 条の規定により施設及び設備の使用の承認を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する旧条例に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。

島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 37 号

島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

島根県立男女共同参画センター条例（平成11年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表研修室 4 の項の次に次のように加える。

研修室 5	1,410円	1,880円	1,760円	3,050円	3,550円	4,340円
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の使用に係る島根県立男女共同参画センターの施設及び設備の使用の承認に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 38 号

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例（平成16年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

特別企画展開催期間	600円	480円	を
特別企画展開催期間以外	400円	320円	

特別企画展開催期間	1,000円	800円	に、
企画展開催期間	600円	480円	
上記以外の期間	400円	320円	

特別企画展開催期間	750円	600円	を
特別企画展開催期間以外	550円	440円	

特別企画展開催期間	1,150円	920円	に改め、同表
企画展開催期間	750円	600円	
上記以外の期間	550円	440円	

の備考を次のように改める。

備考

- 1 「企画展」とは、企画展示室における特別の企画に基づく展示をいう。
- 2 「特別企画展」とは、施設全体を利用した大規模かつ特別の企画に基づく展示をいう。

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 39 号

島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例

島根県立総合福祉センター条例（平成 7 年島根県条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 5 条第 4 号中「島根県立生涯学習推進センター及び島根県立西部生涯学習推進センター、島根県立高度情報化センター条例（平成 11 年島根県条例第 9 号）第 3 条に規定する島根県立西部情報化センター並びに」を「島根県立西部社会教育研修センター及び」に改める。

第 11 条第 1 項の表中

福祉人材センターの業務	午前 9 時から午後 5 時まで	を
介護研修センターの業務		
母子福祉センターの業務		

福祉人材センターの業務	午前 9 時から午後 5 時まで	に
母子福祉センターの業務		

改める。

第 12 条第 1 項の表中

介護研修センターの業務	日曜日、月曜日及び祝日法による休日	を
-------------	-------------------	---

削る。

別表中「（第 3 条、第 5 条、第 15 条関係）」を「（第 3 条、第 15 条関係）」に改め、別表の 1 の(1)のアの表中

401 研修室	5,610 円	7,580 円	5,610 円	13,100 円	13,100 円	18,800 円	を
---------	---------	---------	---------	----------	----------	----------	---

301研修室	5,090円	6,850円	5,090円	11,900円	11,900円	17,000円	に
302研修室	4,670円	6,230円	4,670円	10,900円	10,900円	15,500円	
303研修室	720円	1,030円	720円	1,750円	1,750円	2,470円	
304研修室	1,960円	2,700円	1,960円	4,660円	4,660円	6,620円	
305研修室	1,860円	2,590円	1,860円	4,450円	4,450円	6,310円	
306研修室	1,660円	2,280円	1,660円	3,940円	3,940円	5,600円	
401研修室	5,610円	7,580円	5,610円	13,100円	13,100円	18,800円	

改め、別表の 1 の(1)のイの表中

301研修室	4,630円	6,180円	4,630円	10,800円	10,800円	15,400円	を
401研修室	8,250円	11,000円	8,250円	19,200円	19,200円	27,500円	
402研修室	4,030円	5,370円	4,030円	9,400円	9,400円	13,400円	

101研修室	5,150円	6,870円	5,150円	12,000円	12,000円	17,100円	に
102研修室	1,800円	2,400円	1,800円	4,200円	4,200円	6,000円	
301研修室	4,630円	6,180円	4,630円	10,800円	10,800円	15,400円	
401研修室	8,250円	11,000円	8,250円	19,200円	19,200円	27,500円	
402研修室	4,030円	5,370円	4,030円	9,400円	9,400円	13,400円	
403研修室	3,810円	5,090円	3,810円	8,900円	8,900円	12,700円	

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の使用に係る島根県立東部総合福祉センター又は島根県立西部総合福祉センターの施設及び設備の使用の許可に関し必要な準備行

為は、同日前においても行うことができる。

島根県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成 21 年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 40 号

島根県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例

(設置)

第 1 条 社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備を促進するための事業に要する経費に充てるため、島根県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成 21 年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 41 号

島根県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例

(設置)

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく施設等の整備及びスプリンクラーの整備を促進するための事業に要する経費に充てるため、島根県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成 21 年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 42 号

島根県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例

(設置)

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく施設等の開設の準備又は介護職員の処遇の改善を支援する事業に要する経費に充てるため、島根県介護職員処遇改善等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 43 号

島根県安心こども基金条例の一部を改正する条例

島根県安心こども基金条例（平成21年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「研修」の次に「、妊婦への支援」を、「安心して」の次に「生み、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県地域自殺対策緊急強化基金条例をここに公布する。

平成 21 年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 44 号

島根県地域自殺対策緊急強化基金条例

(設置)

第 1 条 地域における自殺対策の緊急強化を図るための事業に要する経費に充てるため、島根県地域自殺対策緊急強化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県立中海水中貯木場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 45 号

島根県立中海水中貯木場条例の一部を改正する条例

島根県立中海水中貯木場条例（昭和53年島根県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「松江市」を「松江市美保関町下宇部尾地先水面」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 知事は、貯木場の区域を告示するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県立産業高度化支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 46 号

島根県立産業高度化支援センター条例の一部を改正する条例

島根県立産業高度化支援センター条例（平成13年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第16条第 3 号中「島根県立高度情報化センター条例（平成11年島根県条例第 9 号）第 3 条に規定する島根県立東部情報化センター及び」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条、第 7 条関係）

1 施設使用料

(1) 創業準備室等及び指定駐車場

種 別	単 位	使用料の額
創業準備室	1 平方メートルにつき毎月	500円（第 5 条第 1 項の規定による更新後の使用承認期間にあっては、1,000円）
創業支援室	1 平方メートルにつき毎月	500円（第 5 条第 1 項の規定による更新後の使用承認期間にあっては、1,000円）
研究開発室	1 平方メートルにつき毎月	2,000円（第 5 条第 1 項の規定による更新後の使用承認期間にあっては、2,500円）
プロジェクト研究員室	1 平方メートルにつき毎月	500円（第 5 条第 1 項の規定による更新後の使用承認期間にあっては、

		1,000円)
指定駐車場	1 区画につき毎月	1,000円

(2) 編集室等

種 別	使用料の額 (1 時間につき)
デジタルハイビジョン映像編集室	1,410円
デジタル音声編集室	1,180円
コンピュータグラフィックス制作室 (貸切りの場合)	780円
コンピュータグラフィックス制作室 (貸切りでない場合 (1 区画につき))	190円
ノンリニア編集室	330円
D V D 編集室	310円
ミーティング室	330円
ハイビジョン静止画制作室	690円

(3) 会議室

種 別	使用料の額 (1 時間につき)
大会議室	2,020円
中会議室	1,170円
小会議室	740円
特別会議室	980円
南館会議室	500円

備考

- 1 創業準備室等の 1 月の使用料は、単位当たりの使用料の額に各室の面積 (創業準備室にあっては占有面積) を乗じて得た額とする。この場合

において100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 2 創業準備室等の使用を開始した場合又は終了した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は、日割り計算による。この場合において100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 指定駐車場とは、駐車場のうち創業準備室等を使用する者に使用させるために知事が指定する区画をいう。
- 4 指定駐車場の使用を開始した場合又は終了した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は、1月分の額とする。
- 5 編集室等又は会議室を使用する場合、使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときはその端数時間は1時間として計算する。
- 6 会議室を使用する場合、冷暖房期間（1月1日から3月31日まで、6月1日から9月30日まで及び11月1日から12月31日までの間をいう。）においては、この表に定める使用料の額の3割相当額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を冷暖房料として徴収する。

2 設備使用料

種 別	単 位	使用料の額
創業準備室等及び先端技術開発室の附属設備	知事が定める単位	知事が定める額
映像音響編集用機器	1時間につき	8,980円以内で知事が定める額
その他設備器具	知事が定める単位	知事が定める額

備考 映像音響編集用機器を使用する場合、使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間が1時間を超える場合において1時間未満

の端数があるときはその端数時間は 1 時間として計算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の使用に係る島根県立産業高度化支援センターの施設及び設備の使用の承認に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

島根県立武道施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 47 号

島根県立武道施設条例の一部を改正する条例

島根県立武道施設条例（昭和45年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年の 1 月 3 日まで

第12条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第15条第 2 項中「指定管理者」を「委員会」に改める。

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

島根県立体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 48 号

島根県立体育施設条例の一部を改正する条例

島根県立体育施設条例（昭和52年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年の 1 月 3 日まで

第11条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

島根県立ライフル射撃場条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 21 年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 49 号

島根県立ライフル射撃場条例を廃止する条例

島根県立ライフル射撃場条例（昭和54年島根県条例第34号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の島根県立ライフル射撃場条例（以下「旧条例」という。）第 8 条の規定による事業報告書の作成及び提出については、なお従前の例による。
- 3 旧条例第13条の規定により射撃施設等の使用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 指定管理者であったもの又は旧条例第 5 条の業務に従事していた者に係る旧条例第21条の規定による秘密保持義務については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する旧条例に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。

島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 50 号

島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例

島根県立青少年社会教育施設条例（平成 3 年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「の管理」の次に「（次条第 4 号に掲げる業務を含む。以下同じ。）」を加える。

第 13 条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 島根県立生涯学習推進施設条例（平成 7 年島根県条例第 9 号）第 1 条に規定する島根県立東部社会教育研修センターの施設及び設備で委員会が定めるもの（以下「青少年の家外施設等」という。）の維持管理に関する業務

第 15 条第 2 号及び第 20 条中「設備」の次に「並びに青少年の家外施設等」を加える。

第 23 条中「施設等を利用する者又は指定管理者は、故意又は過失により青少年社会教育施設の施設若しくは設備又は資料」を「故意又は過失により、施設等を利用する者が青少年社会教育施設の施設若しくは設備又は資料を、指定管理者が青少年の家の施設若しくは設備若しくは資料又は青少年の家外施設等」に改める。

別表の 2 の(1)の(ア)の表中

和室研修室	590	780	780	1,370	1,570	2,170	を
会議室	680	900	900	1,590	1,820	2,500	

和室研修室	590	780	780	1,370	1,570	2,170	に
-------	-----	-----	-----	-------	-------	-------	---

改める。

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

島根県立生涯学習推進施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 51 号

島根県立生涯学習推進施設条例の一部を改正する条例

島根県立生涯学習推進施設条例（平成 7 年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表を次のように改める。

名 称	位 置
島根県立東部社会教育研修センター	出雲市
島根県立西部社会教育研修センター	浜田市

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成 21 年 7 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 52 号

島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

島根県警察本部の内部組織に関する条例（昭和36年島根県条例第16号）の一部
を次のように改正する。

第 4 条中第21号を第22号とし、第20号の次に次の 1 号を加える。

(2) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。